

新入会員の紹介

Question!

- ①行政書士になった動機はなんですか？
②開業したらどんな業務を中心にやっていきますか？
③趣味・特技はなんですか？

県北支部



よし く ほ こう じ
吉久保 貢治

❖ Answer! ❖

- ①申請書等を顧客から依頼される
②相続業務
③読書

水戸支部



せき ね ひで たか
関根 秀隆

❖ Answer! ❖

- ①地域での法務相談の窓口になれば幸いです。
②まずは、仕事の依頼がくる行政書士になれるよう努めます。
③畑とも言えない狭い庭の片隅での野菜作り。

県西支部



なか じま ま ゆ こ
中島 麻由子

❖ Answer! ❖

- ①司法書士と関連する業務が多いため。
②農地転用や建設業許可等を考えています。
③生け花（初心者です）

県南支部



おお はし りょういち
大橋 良一

❖ Answer! ❖

- ①町の便利屋さんとして活動をしたい。
② 1 遺言書の作成
2 入国管理の手続き
③近現代戦史の研究、現地の踏破と探究

県南支部



きん だ いち まさ とし
金田一正稔

❖ Answer! ❖

- ①学生時代に学んだ法学を実務で活かすためです。
②民事法務を取り扱いたいので勉強中です。
③下手の横好きでギターです。

新入会員

会員番号 入会年月日	登録番号 登録年月日	会員名	事務所所在地・電話番号	事務所名	資格
3395 R2.12.1	20112497 R2.12.1	よしく ぼ こうじ 吉久保貢治	〒317-0072 日立市弁天町1丁目4番9号 DIビル 電 (0294)87-6720 FAX 0294-87-6721	吉久保貢治行政書士事務所	税
3396 R2.12.15	20112584 R2.12.15	せき ね ひでたか 関根 秀隆	〒311-4153 水戸市河和田町2494番地の2 電 090-2498-1614 FAX 029-252-2723	赤塚せきね行政書士事務所	
3397 R3.1.1	21110032 R3.1.1	なかじま ま ゆ こ 中島麻由子	〒308-0054 筑西市西谷貝350番地1 電 (0296)22-6543 FAX 0296-22-6543	中島行政書士事務所	司
3398 R3.2.1	21110189 R3.2.1	おおはし りょういち 大橋 良一	〒300-0341 稲敷郡阿見町うずら野3-27-8 電 (029)843-2657 FAX 029-875-6381	行政書士大橋良一事務所	
3399 R3.2.15	21110261 R3.2.15	きん だ いちまさとし 金田一正稔	〒300-0332 稲敷郡阿見町中央7丁目18番7号 電 050-3136-7510	金田一行政書士事務所	

退会された会員

お疲れさまでした。

抹消届受理年月日	会員名	事務所所在地
令和2年12月17日	柴 山 徳 治	水戸市見和2丁目531番地の5
令和2年12月22日	沼 田 信一郎	石岡市正上内5番20号
令和2年12月24日	佐 藤 新次郎	日立市東多賀町2丁目10番38号

ご逝去された会員

謹んでご冥福をお祈り致します。

年 月 日	会員名	事務所所在地
令和2年12月16日	武 藤 猛 史	水戸市笠原町1627番地の5
令和2年12月19日	清 水 晟 治	龍ヶ崎市川原代町4001番地1

変更届

単位会変更含む

受理年月日	会員名		事務所所在地	電話番号	事務所名
R2.11.24	加藤 信彦	旧	302-0034 取手市戸頭4丁目20番地8 根本ビル2階 加藤耕三税理士事務所内		
		新	302-0034 取手市戸頭4丁目20番地8 根本ビル2階		
R2.12.11	篠塚 栄	旧		0299-66-3511	
		新		0299-66-4633	
R2.12.18	遠藤 裕輝	旧			特定行政書士 遠藤裕輝事務所
		新			行政書士 遠藤裕輝事務所
R3. 1 . 8	江田 規朗	旧	310-0852 水戸市笠原町1231番地5		
		新	319-1102 那珂郡東海村石神内宿2336番地7		
R3. 1 .19	倉持 光彦	旧	306-0655 坂東市みむら169番地		
		新	306-0655 坂東市みむら166番地		

家族のお悔み

年 月	会員名	家族	事務所所在地
令和2年12月	椎名 孝行	実母	守谷市野木崎313番地

現在会員数

令和3年1月31日

	個人会員	法人会員
水戸支部	292	9
県南支部	398	
県西支部	281	
県北支部	121	
鹿行支部	103	
合計	1,195	9

茨城県行政書士会会則等に基づく会員処分

氏 名：中山 幸弘

登録番号：第03112548号

事務所名称：

事務所所在地：坂東市辺田1075番地の11

懲戒処分年月日：令和3年2月4日

懲戒処分の内容：廃業の勧告及び令和3年2月5日から廃業するまでの間の会員の権利の停止

懲戒処分の理由：・本会からの再三の会費請求・催告にもかかわらず会費を長期間（12ヶ月以上）滞納し続けている。

- ・会費納入に関する協議を行うための出席要請に対し、正当な理由なく一切応じなかった。

よって、茨城県行政書士会会則第14条第1項及び同会則第90条第3項違反である。また、当該違反により、行政書士法第13条、日本行政書士連合会会則第62条第1項並びに行政書士倫理第25条違反である。